

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類
(株式移転に関する事前備置書類)

株式会社東邦システムサイエンス

2025 年 12 月 26 日

株式移転に係る事前備置書類

東京都文京区小石川一丁目 12 番 14 号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 小坂 友康

株式会社東邦システムサイエンス（以下「TSS」といいます。）と株式会社ランドコンピュータ（以下「R&D」といい、TSS と R&D を総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転の方法により、2026 年 4 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）（予定）をもって、両社の完全親会社となる株式会社トランヴィア（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）とし、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

本株式移転に際して、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

別紙 1 「株式移転計画書（写し）」に記載のとおりです。

2. 会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対して割当交付する共同持株会社の株式の割当比率（以下「本株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

	TSS	R&D
株式移転比率	1.27	1

（注 1）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

TSS の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1.27 株を、R&D の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、本株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100 株とする予定です。

本株式移転により、TSS 又は R&D の株主に交付しなければならない共同持株会

社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定):

普通株式: 39,975,987株

上記はTSSの2025年9月30日時点における発行済株式総数(20,798,988株)及びR&Dの2025年9月30日時点における発行済株式総数(17,967,900株)に基づいて記載しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、TSSが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,457,396株及びR&Dが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式15,734株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様には割り当てられる共同持株会社の株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、TSSの株式を79株以上、又はR&Dの株式を100株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるTSS又はR&Dの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

② 割当ての内容の算定根拠及び理由

両社は、上記「① 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の本株式移転比率の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、TSSはSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)を、R&Dは野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

TSSは、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるSMB C日興証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びにTSS及びそのアドバイザーがR&Dに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「① 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はTSS株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

R&D は、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「⑤ 公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言、並びに R&D 及びそのアドバイザーが TSS に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は R&D 株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2025 年 11 月 13 日に開催された各社取締役会において決議の上、本株式移転計画を共同で作成いたしました。

③ 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

SMB C 日興証券及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係る SMB C 日興証券及び野村證券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

(イ) 算定の概要

SMB C 日興証券は、本株式移転比率について、両社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、両社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、R&D の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割り当てる場合に、TSS の普通株式 1 株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1. 17～1. 43

類似上場会社比較法	1.03～1.35
DCF 法	0.83～1.43

市場株価法については、2025 年 11 月 12 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMB C 日興証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの TSS の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。また、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの R&D の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期においては、2024 年 3 月期末から 2025 年 3 月期第 1 四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが 2025 年 3 月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026 年 3 月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDA の増加（それぞれ前事業年比 39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比 36%増加）を見込んでおります。

野村證券は、本株式移転比率について、両社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、R&D の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式を 1 株割り当てる場合に、TSS の普通株式 1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	株式移転比率のレンジ
市場株価平均法	1.16～1.43

類似会社比較法	0.84～1.27
DCF 法	1.18～1.34

なお、市場株価平均法については、2025 年 11 月 12 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2025 年 11 月 6 日から算定基準日までの 5 営業日の株価終値単純平均、2025 年 10 月 14 日から算定基準日までの 1 ヶ月間の株価終値単純平均、2025 年 8 月 13 日から算定基準日までの 3 ヶ月間の株価終値単純平均、2025 年 5 月 13 日から算定基準日までの 6 ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2025 年 11 月 12 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、R&D の財務予測その他将来に関する情報については、R&D の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、TSS の財務予測その他将来に関する情報については、R&D の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券が DCF 法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの R&D の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期においては、2024 年 3 月期末から 2025 年 3 月期第 1 四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが 2025 年 3 月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026 年 3 月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDA の増加（それぞれ前事業年比 39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比 134%増加）を見込んでおります。また、野村證券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの TSS の事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

④ 共同持株会社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である 2026 年 4 月 1 日を予定しております。

また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同

持株会社の株式の上場に先立ち、2026年3月30日に両社の株式は東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

⑤ 公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために下記の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

TSSは、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」をご参照ください。また、TSSは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券の分析及び助言を参考としてR&Dと交渉・協議を行い、上記「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日開催の取締役会において決議いたしました。なお、TSSはSMB C日興証券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、R&Dは、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」をご参照ください。また、R&Dは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券の分析及び助言を参考としてTSSと交渉・協議を行い、上記「① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日開催の取締役会において決議いたしました。なお、R&Dは野村證券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

TSSは、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、R&Dは、本株式移転の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額	2,000,000,000 円
資本準備金の額	500,000,000 円
利益準備金の額	0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、TSS と R&D で協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. R&D に関する事項

(1) 最終事業年度(2025 年 3 月期)に係る計算書類等の内容

R&D の 2025 年 3 月期に係る計算書類等の内容につきましては、別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. TSS において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 本株式移転が効力を生じる日以降における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

以上

別紙 1 株式移転計画書（写し）

株式移転計画書（写し）

株式会社東邦システムサイエンス（以下「甲」という。）及び株式会社ランドコンピュータ（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第 2 条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙の定款第 2 条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、株式会社トランヴィアとし、英文では Toranvia Co., Ltd. と表示する。
 - (3) 本店所在地
新会社の本店の所在地は東京都文京区とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、120,000,000 株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第 3 条（新会社の設立時取締役の氏名、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
設立時取締役（代表取締役会長に選定予定）：小坂 友康

設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：福島 嘉章

設立時取締役：笹沼 一寿

設立時取締役：砂賀 昌代

設立時取締役：石井 孝典

設立時取締役：山村 敬一

設立時取締役：弘長 勇

設立時取締役：奥野 文俊

設立時社外取締役：森田 宏之

設立時社外取締役：植村 明

設立時社外取締役：秋田 一郎

設立時社外取締役：木村 ひろみ

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

設立時監査役：田邊 直樹

設立時社外監査役：工藤 克彦

設立時社外監査役：廣瀬 利彦

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.27を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.27株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|-------|
| (1) | 資本金の額 | 20 億円 |
| (2) | 資本準備金の額 | 5 億円 |
| (3) | 利益準備金の額 | 0 円 |

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2026 年 1 月 16 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026 年 1 月 16 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 20 円を上限として、②2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 25 円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、①2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式 1 株あたり 19 円を上限として、②2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登

録株式質権者に対し、普通株式1株あたり19円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行うものとする。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

（以下余白）

以上、本計画の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 11 月 13 日

甲： 東京都文京区小石川一丁目 12 番 14 号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 小坂 友康 ⑩

以上、本計画の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 11 月 13 日

乙： 東京都港区芝浦四丁目 13 番 23 号
株式会社ランドコンピュータ
代表取締役社長 福島 嘉章 ⑩

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社トランヴィアと称し、英文ではToranvia Co.,Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）及び組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 各種ソフトウェアに関するコンサルティング、企画、設計、開発並びに各種ソフトウェア販売及び運用、保守管理
- (2) コンピューターシステム及び周辺機器・関連用品の販売、レンタル
- (3) ITインフラ・ネットワーク環境の企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- (4) クラウドサービス等のインターネットアプリケーションに関するコンサルティング、企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- (5) IT機器やシステムを活用したデータ処理、情報検索、調査・分析業務の受託
- (6) 業務のIT化・DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するコンサルティング
- (7) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (8) 上記に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条（公告方法）

1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

第6条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

1. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらか

じめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 14 条(電子提供措置等)

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、16名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長を1名、取締役社長を1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 取締役会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任限定契約）

当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

第32条（監査役の員数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

第33条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第39条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役との責任限定契約）

当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第42条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第46条（会計監査人との責任限定契約）

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

第47条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第48条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

第49条（配当の除斥期間）

1. 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附則

第50条（最初の取締役及び監査役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の金銭報酬に関する報酬等の総額は、年額500百万円以内とする。
2. 前項の金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とする。

対象取締役に対し、当会社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(1)ないし(4)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、当会社普通株式の株式分割（当会社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

- (1) 譲渡制限株式には、譲渡制限付株式Ⅰ型と譲渡制限付株式Ⅱ型の２種類があるものとし、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、その種類に応じて以下に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。
i. 譲渡制限付株式Ⅰ型：20年間から30年間までの間で当会社取締役会が定める期間
ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型：3年間から5年間までの間で当会社取締役会が定める期間
- (2) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。
- (3) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当会社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 第40条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額50百万円以内とする。

第51条（最初の事業年度における中間配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、2026年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第52条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって自動的に削除するものとする。

別紙 2 R&D の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、円安に起因する物価上昇、長期化する原材料・エネルギー価格の高騰、ウクライナ・中東等の地政学的リスクの高まり、金融資本市場の変動、中国経済の先行き懸念、及び米国の経済政策による影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界においては、引き続き人材不足に伴う業務効率化や生産性向上を目的としたシステム・ソフトウェアの刷新やクラウド化など、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に企業の投資意欲は高い状態にあります。さらに生成AI等の新たな技術の活用による業務効率化を推進する動きがみられております。また、「標的型攻撃」に代表されるサイバー攻撃による被害が増加し、情報セキュリティ対策の重要性も一層高まっております。今後も市場規模の拡大が見込まれております。

このような環境のもと当社グループでは、2024 年 3 月期を期初とした「新中期経営計（VISION2025）」の達成に向けて、引き続き積極的なM&Aの推進、業務提携先との連携強化、DXビジネス推進、人材育成への投資と得意分野の強化、既存SI分野の更なる売上拡大、資本政策・株主還元に取り組み、更なる企業価値の向上を目指しております。特に事業構造の選択と集中による高付加価値ビジネスへのシフトを積極的に推進しております。M&Aを活用し当社の成長戦略の柱であるパッケージベースSI・サービスの更なる拡大に向け、グループ連携の強化を図り、さらに既存顧客とのパートナーシップの強化による領域の拡大及び顧客満足度の向上に努め、DX推進本部を中心とする、生成AI、ローコード開発やアジャイル開発等の新デジタル分野に対応した人材育成の強化、クラウドシフトへの取り組みに注力してまいりました。

サービスライン別では、システムインテグレーション・サービスは、金融分野につきましては、銀行向けシステム開発案件が第3四半期以降堅調に推移いたしました。また、公共分野につきましては、行政機関向け大型プロジェクト案件において大幅に売上が増加、産業・流通分野につきましては、通信回線事業者向け受託開発案件が堅調に推移いたしました。しかしながら、金融分野のクレジットカード開発案件については、大型プロジェクトの開発案件縮小にともない売上高が減少、医療分野については、前年度伸長した医事会計システム案件の受注の減少等により売上高が減少、産業・流通分野については、不採算案件プロジェクトに注力したため、他の受託開発案件が減少したことにより売上高が減少いたしました。この結果、システムインテグレーション・サービス全体の売上高は、7,368,883 千円（前年比 2.7%減）となりました。

当社における成長戦略の柱であるパッケージベース S I ・サービスについては、引き続き子会社インフリーでの中心ビジネスである S A P 関連の導入支援及びアドオン開発について、大規模プロジェクトの受注による当社事業部門と共同体制にて対応したことにより、売上高が大幅に増加しております。また当社における D X ビジネスの中心であるクラウド分野の Salesforce ビジネス関連において、新規受注が堅調に推移したことにより、売上高が増加しております。この結果、パッケージベース S I ・サービス全体の売上高は 5,010,986 千円（前年比 7.2%増）と増加いたしました。

インフラソリューション・サービスについては、サーバ・クライアントサービスにおいて、基盤構築案件の減少、及び新規案件のスケジュール開始遅延、検収時期の延伸等により売上が大幅に減少いたしました。一方、ネットワークサービスにつきましては、社会基盤系及び官公庁系のシステム更改に伴うネットワーク構築案件の受注が伸長したことにより売上高が増加しております。またクラウドサービスについて下期の受注が増加したことにより、前年度を上回る結果となりました。この結果、インフラソリューション・サービス全体の売上高は 1,350,859 千円（前年比 9.3%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は 137 億 30 百万円（前年比 0.0%減）となりました。一方利益面につきましては、処遇改定に伴う人件費の増加や新デジタル分野への人材育成費用等の人的資本投資を積極的に行ってきましたが、前年度末から第1四半期にかけて発生した大規模不採算プロジェクトの収束を目指し、大幅な人員補強を行い対応した結果、多額の人件費及び外注費が発生し、大きな赤字を計上する結果となりま

した。この大規模不採算案件は2025年3月末で終了しており、2026年3月期における本件の損失発生はございません。この結果、営業利益は14億33百万円（前年比17.1%減）、経常利益14億63百万円（前年比16.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益10億23百万円（前年比17.1%減）となりました。

また、個別決算の業績につきましては、売上高122億23百万円（対前期比1.3%減）、営業利益13億35百万円（対前期比15.4%減）、経常利益13億64百万円（対前期比14.2%減）、当期純利益9億84百万円（対前期比15.5%減）となり、減収減益となりました。

サービスライン別売上高

事業区分	第 54 期 (2024 年 3 月期)		第 55 期 (2025 年 3 月期) (当連結会計年度)	
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
システムインテグレーション・サービス	7,570,535	55.1	7,368,883	53.7
パッケージベース S I ・サービス	4,673,597	34.0	5,010,986	36.5
インフラソリューション・サービス	1,488,611	10.9	1,350,859	9.8
合 計	13,732,744	100.0	13,730,729	100.0

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中の設備投資額は総額で 120,670 千円となりました。内容としては、社内業務及び開発業務で使用するパソコン・サーバの購入 33,368 千円、ソフトウェアの取得 87,302 千円であります。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき重要な資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当する事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当する事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021 年度 第 52 期	2022 年度 第 53 期	2023 年度 第 54 期	2024 年度 (当連結会計年度) 第 55 期
売上高	(千円) 9,596,440	11,578,940	13,732,744	13,730,729
経常利益	(千円) 879,643	1,238,200	1,743,967	1,463,371
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 627,206	772,096	1,233,862	1,023,309
1 株当たり当期純利益	(円) 34.93	43.00	68.73	57.00
総資産	(千円) 6,500,080	7,502,777	8,712,866	8,348,284
純資産	(千円) 4,366,651	4,865,729	5,773,857	5,994,685
1 株当たり純資産額	(円) 243.23	270.17	320.55	332.75

(注 1) 当社は 2023 年 11 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。第 52 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益および 1 株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2021 年度 第 52 期	2022 年度 第 53 期	2023 年度 第 54 期	2024 年度 (当事業年度) 第 55 期
売上高	(千円) 9,213,409	10,518,639	12,381,493	12,223,128
営業利益	(千円) 866,576	1,253,902	1,578,924	1,335,911
経常利益	(千円) 876,412	1,269,531	1,590,900	1,364,314
当期純利益	(千円) 641,943	844,487	1,165,821	984,764
1 株当たり当期純利益	(円) 35.75	47.04	64.94	54.85
総資産	(千円) 6,445,788	7,208,305	8,233,687	7,907,218
純資産	(千円) 4,388,751	4,943,401	5,781,251	5,955,290
1 株当たり純資産額	(円) 244.46	275.33	322.04	331.73

(注 1) 「1 株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。
(注 2) 「1 株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
(注 3) 当社は、2023 年 11 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。第 52 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社インフリー	15 百万円	100.0%	SAP 導入コンサルティング・Add-ON 開発、WEB システム開発
株式会社テクニゲート	260 百万円	95.7%	会計パッケージシステム 開発・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「新中期経営計画（VISION2025）」を 2023 年 9 月 29 日に発表し推進しております。

〔重点戦略項目〕

- ・積極的な M&A の推進
- ・業務提携先との更なる連携強化
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）ビジネスの推進
- ・人材育成への投資と得意分野の更なる強化
- ・既存 S I 分野の更なる売上拡大

この重点戦略項目に注力し、新中期経営計画（VISION2025）の達成に向け対処すべき課題に取り組んでおります。

① 新たな成長分野への展開

技術革新が著しい情報サービス業界において、常に顧客に満足していただけるサービスを提供していくために、既存技術の強化と並行して、新技術にも積極的にチャレンジしていくことが求められます。

情報サービス業界におきましては、クラウド化や DX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しており、従来開発型ビジネスからサービス提供型ビジネスへの転換を迫られております。当社グループでは、DX 推進本部を中心に新技術・高度技術への対応力強化のため、ローコード開発やアジャイル開発、生成 A I 等の新デジタル技術人材の技術習得の推進を行い、新たに求められるスキルを身に着けるリスキリングを強化しております。またクラウド

ド化の進展については、DX 推進本部を中心に技術者の資格取得によりクラウド技術習得の推進を行っております。これらに積極的に取り組むことで、新分野での受注拡大を図ってまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループの属する情報サービス業界は技術が急速に進歩しているため、常に最新技術への対応が求められます。この要求に応えられる優秀な人材こそが最も大切な財産であると考えております。

当社グループでは、優秀な人材を確保するために採用選考基準を明確化して、新卒採用、キャリア採用を問わず積極的な採用活動を行っております。

今後も優秀でポテンシャルの高い人材の確保に積極的に取り組んでまいります。

③ 人材育成の強化

当社グループの継続的事業展開と発展のためには、変化が著しい情報サービス業界に対応できる市場価値の高い人材を継続的に育成していく必要があり、高度な専門技術を持った人材の育成が最重要課題と認識しております。

人材育成の強化については、人財開発センターを中心に、新入社員、第2新卒に対しては入社後3か月間かけて基礎技術研修、資格取得を行っております。技術者に対しては、テクニカルスキルとマネジメントスキルの両面から体系的な教育システムを構築してバランスに配慮したスキル強化を図り、IT系資格のみならず顧客の理解を深めるため業務系資格の取得も推進しております。

④ プロジェクトマネジメント力の強化

顧客との取引を拡大し適正な利益を確保するためには、プロジェクトマネジャー（※）一人ひとりのマネジメント能力を更に強化するとともに、プロジェクトマネジメントができる技術者を拡充していくことが重要な課題であります。

特に、プロジェクトマネジャー指向の技術者に対しては、プロジェクトマネジメントに関する国際資格であるプロジェクトマネジメント・プロフェッショナル(PMP)資格(認定機関:米国 Project Management Institute, Inc.)を取得させることとして、プロジェクトマネジメント力の強化に努めております。

(※)プロジェクトマネジャーは、プロジェクトの計画、遂行に責任を負うプロジェクトの管理者のことを言います。

⑤ 品質の向上と安定的な収益確保

I C T (※) が普及し、I T の戦略的価値が増大する中、顧客のシステム開発に対する要求水準は年々高まっており、当社グループの差別化戦略はより一層重要なものとなってきております。顧客と安定した取引を継続し更に発展させていくためには、顧客に満足していただけるシステムの品質が重要であると認識しております。

当社グループでは、技術者の技術力向上、プロジェクトマネジメント力の強化はもとより、全社横断的に品質を確保し、向上させるためのPMOを中心としたプロジェクト支援体制の強化に取り組むことで、更なる品質の向上に努めてまいります。

また、安定的な収益を確保することが課題となっております。安定的な収益を確保するためには、不採算プロジェクトを発生させないことが特に重要であり、プロジェクトマネジメント力と品質の向上が不可欠であります。プロジェクト品質管理室による組織的なリスク管理の強化、開発標準プロセスの継続的な整備、プロジェクト管理支援、社員教育の強化を行い、安定的な収益確保に取り組んでまいります。

(※) I C T (Information and Communication Technology) とは「情報通信技術」の略であり、I T (Information Technology) とほぼ同義の意味を持ちますが、従来の I T の意味するコンピュータ技術に加えて、それを使ったコミュニケーションを強調した表現であります。

⑥ グループシナジーの追求

2022 年 3 月期に株式取得による企業結合を行い連結会社となり、さらに 2022 年 4 月 1 日付で新たに 1 社をグループに加えました。グループ各社がもつ技術・ノウハウを活用した共同開発、営業力強化の推進を行い、より付加価値の高い次世代サービスの提供等、グループ全体としてのシナジー効果の追求を行うことで競争力の強化を図ってまいります。

⑦ サステナビリティへの取り組み

国連が提唱する「持続可能な 2030 年までの開発目標 (SDGs)」に対し、当社グループは優秀な技術者集団による高品質で安心・安全な社会インフラを支えるシステムソリューションの提供を通じて SDGs の目標達成に貢献し、社員一人ひとりが健康で生き生きと働くことができる職場づくりを目指します。

(5) 主要な事業内容 (2025 年 3 月 31 日現在)

当社グループは、企業経営と I C T が融合し、その重要性和技術革新のスピードが増し続ける情報サービス産業において、「システムインテグレーション・サービス」、「パッケージベース S I ・サービス」及び「インフラソリューション・サービス」の 3 つのサービスを通じて、顧客の経営に直結するシステム課題を解決する「システムソリューションサービス」を行うシステムインテグレータ (※1) であります。

当社グループの事業はシステムソリューションサービス及びこれらの付随業務の単一セグメントであります。事業領域をサービスライン別に区分した概要及び当社グループの特長は、下記のとおりであります。

区分	事業内容
システムインテグレーション・サービス	システムインテグレーション・サービスは当社事業の中核となるサービスであり、金融業（銀行・保険・証券・クレジットカード）、産業・流通業、公共分野、医療分野等の幅広い分野において、顧客であるエンドユーザや国内メーカー、大手システムインテグレータからの受託開発を中心に行っております。当社は企画立案、システム構築、システム運用の工程を全て手掛けており、トータルでサービスを顧客へ提供できることが特長です。 まず企画立案においては、経営及び情報技術の視点から顧客の基幹業務システムに関するコンサルティング、顧客の業務の効率化や顧客の提供するサービスの向上につながる課題解決の提案、そしてシステム構築に向けて実装すべき機能や満たすべき性能などを明確にするための要件定義を行います。その後、システム構築においては、システム機能の確定やユーザインターフェースを決定する基本設計、システム機能の各内部処理を詳細化する詳細設計を行い、プログラム等の製造に取り掛かります。製造後は各プログラムの連携を確認する結合テスト、システム全体機能や性能を確認するシステムテストを行います。最後にシステム運用テスト（受入テスト）において、製造された製品が顧客要求を満たしているかを確認し納品に至ります。その後も製品が正常に稼働するために継続的に保守、システム運用を行っております。
パッケージベース SI・サービス	当社グループは、成長分野の柱としてシステム・パッケージベンダ（※2）とアライアンスを組み、場合によってはパッケージの提供を受け、顧客へソフトウェアパッケージ製品（Salesforce、S A P、SuperStream、COMPANY、奉行シリーズ等）の導入支援、カスタマイズ、アドオン開発、保守、運用までを行い、トータルサービスを提供していくパッケージベース S I・サービスを展開しております。 特に 2010 年 4 月よりスタートした、株式会社セールスフォース・ジャパンが提供するクラウドコンピューティング（※3）の営業支援・顧客管理システムの導入支援、カスタマイズ、アドオン開発を行うサービスを中心に拡大しております。
インフラソリューション・サービス	インフラソリューション・サービスは、顧客の I T システム基盤となるサーバ等ハードウェアの導入やネットワークの構築、クラウド、データベース、アプリケーション基盤等のシステムインフラを構築するとともに、その後の運用や保守までの一連のサービスを提供し、また、システム基盤の有効活用の観点から仮想化（※4）技術にも対応したサービスを提供しております。 一般企業、大学等の教育機関、病院、官公庁等さまざまな顧客のそれぞれの I T システムインフラ環境を調査、分析した上で顧客のニーズに適したインフラソリューション・サービスを提供しております。 当社グループではネットワーク構築等のインフラソリューション・サービスに加えて、システムインテグレーション・サービスを組み合わせたトータルサービスをエンドユーザや国内メーカー、大手システムインテグレータのニーズに応じて提供するワン・ストップ・ソリューションも展開しております。

- (※1) システムインテグレータとは、企業情報システム構築において、顧客企業の業務内容を分析し、情報システムの企画・立案、基本設計、プログラムの製造、ハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・運用までの一連の業務を請け負う事業者のことを言います。
- (※2) システム・パッケージベンダとは、特定の業種や業務で汎用的に使用可能なソフトウェアパッケージ製品を開発、販売する事業者のことを言います。
- (※3) クラウドコンピューティングとは、従来のように独自のサーバやパソコン内に保存するデータやアプリケーションソフトウェアを使用するのではなく、インターネットを介して「サービス」として利用するものであります。
- (※4) 仮想化とは、プロセッサやメモリ、ディスク、通信回線など、コンピュータシステムを構成する資源及びそれらの組み合わせを、物理的構成に拠らず柔軟に分割したり統合したりすることです。1 台のサーバコンピュータをあたかも複数台のコンピュータであるかのように論理的に分割し、それぞれに別の OS やアプリケーションソフトを動作させる「サーバ仮想化」や、複数のディスクをあたかも 1 台のディスクであるかのように扱い、大容量のデータを一括して保存したり耐障害性を高めたりする「ストレージ仮想化」などの技術があります。

(6) 主要な営業所 (2025 年 3 月 31 日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
関西事業所	大阪市西区

(7) 使用人の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
563 名	3 名増

(注) 使用人数は、正社員、契約社員（短期を除く）の合計であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514 名	4 名増	40.7 歳	10.8 年

(注) 使用人数は、正社員、契約社員（短期を除く）の合計であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数	36,000,000 株
(2) 発行済株式の総数	17,967,900 株
(3) 株主数	10,660 名

(4) 大株主（上位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
福島 嘉章	2,073,100 株	11.55%
田村 聡明	1,679,600 株	9.36%
有限会社三豊	1,665,520 株	9.28%
高際 伊都子	1,319,600 株	7.35%
田村 嘉浩	882,600 株	4.92%
高梨 和也	869,600 株	4.84%
田村 誠章	810,000 株	4.51%
福島産業株式会社	532,500 株	2.97%
田村 秀雄	529,570 株	2.95%
ランドコンピュータ従業員持株会	359,490 株	2.00%

（注）持株比率は自己株式（15,734 株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	田 村 秀 雄	
代表取締役社長	福 島 嘉 章	
取締役	山 村 敬 一	常務執行役員 DX 推進本部長
取締役	弘 長 勇	執行役員ビジネスイノベーション事業本部長
取締役	奥 野 文 俊	執行役員経営管理本部長
取締役	秋 田 一 郎	
取締役	木 村 ひろみ	
取締役	城 戸 和 弘	城戸公認会計士事務所 河西工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	廣 瀬 利 彦	
監査役	品 川 知 久	品川知久法律事務所 ユニゾン・キャピタル株式会社 コンプライアンスオフィサー
監査役	谷 口 典 彦	ウィナーソフト株式会社 取締役
監査役	石 川 康 夫	

(注 1) 取締役 秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏は、社外取締役であります。
(注 2) 監査役 廣瀬利彦氏、品川知久氏及び谷口典彦氏は、社外監査役であります。
(注 3) 監査役 品川知久氏は前職森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセラー弁護士として企業法務分野での見識・知見を有しているものであります。
(注 4) 監査役 谷口典彦氏は、前職富士通株式会社にて企業経営に精通しているものであります。
(注 5) 当社は取締役秋田一郎氏、木村ひろみ氏及び城戸和弘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
(注 6) 2011 年 4 月 1 日より執行役員体制を整備し組織的な経営力を高めており、取締役は経営と監督に注力できる体制となっております。
(2025 年 3 月 31 日現在)

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員	荒 木 克 純	関西事業本部長
執行役員	半 澤 輝 樹	ソリューション営業本部長
執行役員	蟻 川 典 佳	産業公共事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 秋田 一郎氏、木村 ひろみ氏及び城戸 和弘氏、並びに監査役 廣瀬 利彦氏、品川 知久氏、谷口 典彦氏及び石川 康夫氏は、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることになります。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等については、填補の対象外となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

■基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するような報酬制度とし、客観性及び透明性を確保の上、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとなります。報酬等の額の決定については、社外取締役を議長とし、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会にて審議の上、決定するものとしております。

■基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責及び在任年数に応じて、当社の業績や経済情勢、当社と同規模企業における役員報酬水準等を考慮しながら、総合的に勘案して、その額を決定するものとしております。

■業績連動報酬等並びに非金銭報酬（株式報酬）等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

社外取締役を除く取締役の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映したものとし、各事業年度の売上、営業利益、営業利益率、1人月売上、1人月売上総利益の目標及び標準値に対する達成度合に応じて算出された額を賞与として決定し、株主総会終了後6月末までに支給するものとしております。また非金銭報酬（株式報酬）等は、長期安定的な株式保有の促進と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としております。この業績連動報酬等及び非金銭報酬等の合計は、該当する事業年度の営業利益の5％を上限に決定するものとします。

■金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合は、下記のとおりとなります。

区 分	基本報酬	業績連動報酬等及び非金銭報酬等
取締役 （社外取締役を除く）	概ね60％～80％	概ね20％～40％
社外取締役	100％	－

なお、当社の業績連動報酬及び非金銭報酬は、該当する事業年度の営業利益の5％を上限に決定するものとして
いるので、上記の構成割合は、各事業年度の業績により変動するため、過去の実績より概算を記載しております。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会の決議に基づき取締役会長田村秀雄がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与としての業績連動報酬の評価配分の額の決定としております。委任した理由は、当社業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役会長が適していると判断したためであります。なお、その権限が取締役会長によって適切に行使されるよう、取締役会長は、事前に社外取締役を議長とし、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、その答申内容に従って決定いたします。

なお、非金銭報酬については、取締役会が任意の指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた上で、割当株式数等を決議いたします。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	187,420 千円 (7,620 千円)	117,420 千円 (7,620 千円)	70,000 千円 (－)	－ (－)	8 人 (3 人)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,940 千円 (12,360 千円)	14,940 千円 (12,360 千円)	－ (－)	－ (－)	4 人 (3 人)
合 計 (うち社外役員)	202,360 千円 (19,980 千円)	132,360 千円 (19,980 千円)	70,000 千円 (－)	－ (－)	12 人 (6 人)

(注 1) 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注 2) 2008 年 6 月 27 日開催の第 38 期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決議いただき、またこれに併せて、取締役報酬とは別枠で役員賞与を各事業年度の営業利益の 5%を限度として支給することを決議いただいております。これにより当事業年度の業績に対する役員賞与として 70,000 千円の支給を上記に含めております。

(注 3) 取締役の報酬額（使用人分を除く）は 2024 年 6 月 25 日開催の第 54 期定時株主総会において年額 400 百万円以内（うち社外取締役年額 20 百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8 名（うち、社外取締役は 3 名）です。
また、2019 年 6 月 25 日開催の第 49 期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、取締役報酬とは別枠の役員賞与の報酬枠内で、譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額 30 百万円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5 名です。

(注 4) 監査役の報酬限度額は、2024 年 6 月 25 日開催の第 54 期定時株主総会において、年額 40 百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4 名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役 城戸 和弘氏は、城戸公認会計士事務所公認会計士及び河西工業株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 品川 知久氏は、品川知久法律事務所弁護士及びユニゾン・キャピタル株式会社コンプライアンスオフィサーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 谷口 典彦氏は、ウィナーソフト株式会社取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 秋 田 一 郎	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。取締役会において、都議会議員として培われました豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された 2 回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 木 村 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。取締役会において、業務内容の豊富な知識や経験に基づき会社運営上の意思決定や業務執行判断について発言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された 2 回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 城 戸 和 弘	2024 年 6 月 25 日就任後、当事業年度に開催された取締役会 10 回のうち 9 回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地による豊富な知識や経験に基づき会社運営上の意思決定や経理システムや内部監査について発言を行っております。
監査役 廣 瀬 利 彦	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回、監査役会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく発言を行っております。
監査役 品 川 知 久	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回、監査役会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 谷 口 典 彦	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回、監査役会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく発言を行っております。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「監査役監督基準」(会計監査人の報酬等の同意手続)第35条第1項及び第2項の規定に準拠して、取締役・経営管理本部長及び会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を通じて、従前の事業年度における職務執行状況、会計監査人の監査計画の内容・報酬見積り等を確認・検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の再任の適否について毎期検討いたします。また、会計監査人の解任及び不再任については次の方針に基づいて判断いたします。

イ. 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号の事由のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合には、監査役全員一致の決議により、当該会計監査人を解任することに関連する議案の内容を決定する。

ロ. 不再任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号の事由のいずれかに該当する場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる他の会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役全員一致の決議により、当該会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための企業行動指針に行動規範を定める。
 - b その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス担当役員を中心に会社全体の啓蒙活動等を行う。
 - c かかる活動の概要は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
 - d 取締役会には当社と利害関係を有しない社外監査役が出席することを原則とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a 「文書管理規程」により、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 監査役会議事録
 - (d) 税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - (e) その他文書管理規程に定める文書
- b 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。
- c 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定める。
- b 全社のリスクに関する統括責任者としてリスク管理担当役員を設置する。また、リスク管理担当役員を補佐するためにリスク管理担当部長を任命する。
- c リスク管理担当役員は、「リスク管理規程」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを識別・分析・評価し、その対応方針を定め、また有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- d リスク管理担当役員は各部署の日常的なリスク管理の状況のモニタリングを実施する。
- e リスク管理担当役員はリスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また取締役会、経営会議及び各取締役間の連携緊密化により、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。
- b 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a コンプライアンスを体系的に規定する「コンプライアンス規程」を定める。
- b 全社のコンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を設置する。また、コンプライアンス担当役員を補佐するためにコンプライアンス担当部長を任命する。
- c 企業指針、行動指針及び行動規範を制定し、企業活動の基本原則を示して使用人が職務を遂行する上で遵守すべき行動規範を明確化する。
- d コンプライアンス担当役員は、社員のコンプライアンス教育を実施する。
- e コンプライアンス担当役員は、社員の日常的な活動状況のモニタリングを実施する。
- f コンプライアンスに係る内部通報システムを設置し、電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる体制を整備する。
- g コンプライアンス担当役員は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、重大な問題が生じた場合には遅滞なく取締役会に報告して対策を協議することとする。

- ⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社の子会社は、日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も集中管理を行う。
 - b 当社は、子会社に対し必要に応じて、総務・経理財務・コンプライアンス等の管理業務を行う。
 - c 当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位をもって、子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を整備する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことが必要と判断した場合には、管理本部担当役員に対して、管理本部員の中から、補助者として監査業務の補助を行う者を指名するよう求めることができることとし、この場合において、管理本部担当役員は監査役と協議した上で、これに応じることとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとする。
- ⑨ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 補助使用人は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務に必要な範囲内において取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加えて、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する状況を報告する体制を整備する。
- ⑪ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- 子会社の取締役等に対し、事業運営に係わる報告については、適宜当社の監査役に報告を行うものとする。
- ⑫ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑬ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき会社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑭ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会長、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。

⑮ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑯ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としてこれを行動規範に定める。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備したうえで、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- 当社では、行動規範、内部統制システム基本方針、内部通報制度運用規程を定め、当社の取締役及び使用人が常時閲覧できる環境を整備し、周知徹底を図っております。
- 当社では、入社時及び階層に応じた社内研修における教育及び各本部等における会議での説明を通じて、法令及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社の事業に係る法令改正に際しては、関連部署が連携して、法令改正に関する情報収集、研修会等を実施し、法令遵守を実施いたしております。
- 当社の監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の成果を高めております。また、監査役は稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、監査の実効性の向上を図っております。
- 当社の反社会的勢力排除の取り組みとしまして、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、新規取引先については取引開始前に、また取引開始後は定期的に、契約先が反社会的勢力でないことの調査を実施しております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、経営体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、業績向上に応じて、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

なお、当社は剰余金を配当する場合は、年2回を基本方針としております。会社法第459条第1項に基づき、3月31日及び9月30日をそれぞれの基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議によりできる旨の定款規定を設けており、剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり18円の期末配当を実施することを決定しました。この結果、既に実施しました中間配当金の18円を合わせると当連結会計年度の1株当たりの年間配当金は36円となります。この結果、当期の連結配当性向は66.7%となりました。

当社の配当につきましては、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画の状況等を考慮したうえで、株主への利益還元に積極的に取り組んでいく方針であり、連結配当性向40%以上を目途に利益還元していく予定であります。

また、2023年9月29日付「新中期経営計画（VISION2025）策定に関するお知らせ」において、人的資本の投資、M&A及びDX推進による新事業領域拡大等に積極的に取り組み、株主還元策として2024年3月期から2026年3月までの3期間において、連結配当性向50%以上還元していくことにより、今後の成長投資と株主還元の強化を図ってまいります。

（注）本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

9 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社インフリー
株式会社テクニゲート |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の計上基準及び評価方法

i 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～15年

工具器具備品 3～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額固定資産につきましては、3年間で均等償却する方法によっております。

ii 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10 年）に基づく定額法により償却しております。
商標権については、10 年間の均等償却を行っております。

③ 引当金の計上基準

- i 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ii 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- iii 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えて、役員に対する賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- IV 受注損失引当金 受注済案件のうち当連結会計年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループはシステムソリューションサービス（システムインテグレーション・サービス、パッケージベース SI・サービス、インフラソリューション・サービス）及びこれらの付随業務を提供しており、顧客との契約から生じる収益の主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

i 請負開発

当社グループにおいてはソフトウェアの請負開発の履行義務があります。請負開発につきましては、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗度を合理的に見積もることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ii 保守・運用

当社グループにおいてはソフトウェアの保守・運用の履行義務があります。保守・運用については、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから 1 年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3 年）にわたり、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その効果が発現する期間を個別に見積り、5 年から 7 年で均等償却を行っております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。）第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

2. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
売上高はすべて顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解は次のとおりであります。

(単位：千円)

	システムインテ グレーション・ サービス	パッケージベ ース SI・サービス	インフラソリュ ーション・サー ビス	合計
外部顧客への売上高	7,368,883	5,010,986	1,350,859	13,730,729

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎情報
「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,025,950	2,821,522
契約資産	227,580	206,962
契約負債	244,893	223,478

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
当連結会計年度に認識された収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は 244,893 千円です。

- ② 残存履行義務に配分した取引価格
当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載の通り、ソフトウェアの請負開発契約のうちサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、そのうち当連結会計年度末時点において進行中の請負開発契約に係る売上高は 151,385 千円であります。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。見積総原価については請負開発案件それぞれが業種の特性や顧客の仕様要望等により異なるため、その後の工数の変動等により見積総原価が見直された場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における受注損失引当金はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項③引当金の計上基準」に記載の通り、受注済案件のうち当連結会計年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。受注損失は請負開発案件の進捗に伴い当初想定されていなかった追加工数等を要因として損失が見込まれる場合に計上されるものであり、その要因は請負開発案件の仕様や進捗度合い等に応じて異なるため、その後、設計変更や追加工数変動した場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

	(千円)
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	273,871
(2) 顧客との契約から生じた債権および契約資産の残高	
「2. 収益認識に関する注記(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。	
(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務	(千円)
長期未払金	100,000

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
- | | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 17,967,900 株 |
|------|--------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 15,734 株 |
|------|----------|
- (3) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024 年 5 月 14 日 取 締 役 会	普通株式	448,804	25	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 5 日
2024 年 11 月 13 日 取 締 役 会	普通株式	323,138	18	2024 年 9 月 30 日	2024 年 11 月 29 日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025 年 5 月 13 日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	323,138	18	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 3 日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、プロジェクト総合管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制とし、リスク低減を図っております。

有価証券は、主に合同運用指定金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差異については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券 其他有価証券	136,850	136,850	—

(※)「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」および「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また「有価証券」は現金と同様の性格を有する合同運用指定金銭信託であり、すべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルで分類しております。
- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	136,850	—	—	136,850

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
- (1) 投資有価証券
- 上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記	
(1) 1株当たりの純資産額	332 円 75 銭
(2) 1株当たりの当期純利益	57 円 00 銭
8. 重要な後発事象に関する注記	
該当事項はありません。	
9. その他の注記	
該当事項はありません。	

10 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…………… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～15年

工具器具備品 3～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額固定資産につきましては、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産…………… 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
商標権については、10年間の均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金…………… 役員賞与の支払に備えて、役員に対する賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 受注損失引当金…………… 受注済案件のうち当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基

づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3 年）にわたり、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社はシステムソリューションサービス（システムインテグレーション・サービス、パッケージベース SI・サービス、インフラソリューション・サービス）及びこれらの付随業務を提供しており、顧客との契約から生じる収益の主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 請負開発

当社においてはソフトウェアの請負開発の履行義務があります。請負開発につきましては、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗度を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 保守・運用

当社においてはソフトウェアの保守・運用の履行義務があります。保守・運用については、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから 1 年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日）を当事業年度の期

首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

「1. 重要な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通り、ソフトウェアの請負開発契約のうちサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、そのうち当事業年度末時点において進行中の請負開発契約に係る売上高は 151,385 千円であります。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。見積総原価については請負開発案件それぞれが業種の特性や顧客の仕様要望等により異なるため、その後の工数の変動等により見積総原価が見直された場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における受注損失引当金はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

「1. 重要な会計方針に係る事項(3)引当金の計上基準」に記載の通り、受注済案件のうち当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。受注損失は請負開発案件の進捗に伴い当初想定されていなかった追加工数等を要因として損失が見込まれる場合に計上されるものであり、その要因は請負開発案件の仕様や進捗度合い等に応じて異なるため、その後、設計変更や追加工数が増加した場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

263,036 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,939 千円

短期金銭債務 2,004 千円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務	
長期未払金	100,000 千円
5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	93,972 千円
仕入高	18,840 千円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	15,734 株

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	77,343
未払事業税	15,442
未払事業所税	2,454
未払法定福利費	12,154
退職給付引当金	129,719
長期未払金	30,600
その他	20,365
繰延税金資産小計	288,079
評価性引当額	△50,965
繰延税金資産合計	237,113
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29,601
繰延税金負債合計	29,601
繰延税金資産の純額	207,511

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、新たな付加税「防衛特別法人税」が課されることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

これにより、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)および法人税等調整額が3,786千円増加しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	331円73銭
(2) 1株当たりの当期純利益	54円85銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,225,025	流動負債	1,758,309
現金及び預金	3,655,710	買掛金	596,407
売掛金及び契約資産	3,028,485	未払金	103,234
有価証券	300,000	未払法人税等	249,383
仕掛品	55,254	未払消費税等	62,411
前払費用	160,942	未払費用	98,251
その他	24,633	契約負債	223,478
固定資産	1,123,258	預り金	63,888
有形固定資産	91,487	賞与引当金	288,254
建物	50,648	役員賞与引当金	73,000
工具器具備品	40,838	固定負債	595,288
無形固定資産	563,785	退職給付に係る負債	426,705
のれん	201,538	長期未払金	100,000
顧客関連資産	237,300	繰延税金負債	68,583
ソフトウェア	107,953	負債合計	2,353,598
ソフトウェア仮勘定	12,938	(純資産の部)	
商標権	4,054	株主資本	5,899,091
投資その他の資産	467,986	資本金	460,063
投資有価証券	136,850	資本剰余金	316,333
繰延税金資産	225,266	利益剰余金	5,129,779
差入保証金	72,869	自己株式	△7,085
ゴルフ会員権	38,000	その他の包括利益累計額	74,403
貸倒引当金	△5,000	その他有価証券評価差額金	75,657
資産合計	8,348,284	退職給付に係る調整累計額	△1,253
		非支配株主持分	21,190
		純資産合計	5,994,685
		負債純資産合計	8,348,284

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,730,729
売上原価		10,889,765
売上総利益		2,840,964
販売費及び一般管理費		1,407,157
営業利益		1,433,806
営業外収益		31,277
受取利息	2,665	
受取配当金	1,748	
助成金収入	19,676	
業務受託料	5,760	
その他	1,427	
営業外費用		
支払利息	1,193	1,712
その他	519	
経常利益		1,463,371
特別利益		
投資有価証券売却益	86,520	86,520
税金等調整前当期純利益		1,549,891
法人税、住民税及び事業税	462,132	524,724
法人税等調整額	62,592	
当期純利益		1,025,166
非支配株主に帰属する当期純利益		1,857
親会社株主に帰属する当期純利益		1,023,309

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで) (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	460,063	316,333	4,878,413	△7,085	5,647,724
当期変動額					
剰余金の配当			△771,943		△771,943
親会社株主に帰属する当期純利益			1,023,309		1,023,309
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	251,366	—	251,366
当期末残高	460,063	316,333	5,129,779	△7,085	5,899,091

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	114,439	△7,640	106,799	19,333	5,773,857
当期変動額					
剰余金の配当					△771,943
親会社株主に帰属する当期純利益					1,023,309
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△38,782	6,386	△32,395	1,857	△30,538
当期変動額合計	△38,782	6,386	△32,395	1,857	220,828
当期末残高	75,657	△1,253	74,403	21,190	5,994,685

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025 年 3 月 31 日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	6,241,492
現金及び預金	2,921,657
売掛金及び契約資産	2,835,723
有価証券	300,000
仕掛品	55,254
前払費用	128,165
その他	691
固定資産	1,665,726
有形固定資産	77,352
建物	43,771
工具器具備品	33,580
無形固定資産	24,287
ソフトウェア	23,300
商標権	987
投資その他の資産	1,564,086
投資有価証券	136,850
関係会社株式	1,113,930
繰延税金資産	207,511
差入保証金	72,794
ゴルフ会員権	38,000
貸倒引当金	△5,000
資産合計	7,907,218

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(単位：千円)

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	1,440,380
買掛金	530,725
未払金	79,044
未払法人税等	212,794
未払消費税等	43,996
未払費用	86,885
契約負債	109,986
預り金	54,191
賞与引当金	252,754
役員賞与引当金	70,000
固定負債	511,547
退職給付引当金	411,547
長期未払金	100,000
負債合計	1,951,927
(純資産の部)	
株主資本	5,879,633
資本金	460,063
資本剰余金	316,333
資本準備金	288,952
その他資本剰余金	27,381
利益剰余金	5,110,321
利益準備金	70,000
その他利益剰余金	5,040,321
繰越利益剰余金	5,040,321
自己株式	△7,085
評価・換算差額等	75,657
その他有価証券評価差額金	75,657
純資産合計	5,955,290
負債・純資産合計	7,907,218

損益計算書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売上高		12, 223, 128
売上原価		9, 737, 131
売上総利益		2, 485, 997
販売費及び一般管理費		1, 150, 085
営業利益		1, 335, 911
営業外収益		
受取利息	2, 283	
受取配当金	1, 748	
助成金収入	19, 676	
業務受託料	5, 760	
その他	564	30, 032
営業外費用		
支払利息	1, 193	
その他	435	1, 628
経常利益		1, 364, 314
特別利益		
投資有価証券売却益	86, 520	86, 520
税引前当期純利益		1, 450, 834
法人税、住民税及び事業税	395, 846	
法人税等調整額	70, 224	466, 070
当期純利益		984, 764

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	460,063	288,952	27,381	316,333	70,000	4,827,499	4,897,499	△7,085	5,666,811
事業年度中の変動額									
新株の発行									
剰余金の配当						△771,943	△771,943		△771,943
当期純利益						984,764	984,764		984,764
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	212,821	212,821	—	212,821
当期末残高	460,063	288,952	27,381	316,333	70,000	5,040,321	5,040,321	△7,085	5,879,633

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	114,439	114,439	5,781,251
事業年度中の変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			△771,943
当期純利益			984,764
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△38,782	△38,782	△38,782
事業年度中の変動額合計	△38,782	△38,782	174,039
当期末残高	75,657	75,657	5,955,290

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2025 年 5 月 23 日	
株式会社ランドコンピュータ	
取締役会 御中	
	有限責任監査法人トーマツ
	東京事務所
	指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹
	指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅井勇一
監査意見	
当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社ランドコンピュータの 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。	
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランドコンピュータ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠	
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容	
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。	
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。	
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。	
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。	
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書			2025 年 5 月 23 日
株式会社ランドコンピュータ 取締役会 御中			有限責任監査法人トーマツ 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅井勇一
監査意見			
当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ランドコンピュータの 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第５５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び監査役会規則に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な業務執行に係る書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２０２１年１１月１６日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 23 日

株式会社ランドコンピュータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	廣瀬利彦	⑩
監査役（社外監査役）	品川知久	⑩
監査役（社外監査役）	谷口典彦	⑩
監査役	石川康夫	⑩

以 上